

平成29年(2017年)7月31日
第5回総会決定
最終改正：
令和3年(2021年)8月3日
第9回総会改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年(2025年)の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」と総称する。)を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集(以下「募金」という。)について、必要な事項を定める。

(推進)

第2条 募金は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会(以下「開催準備委員会」という。)が推進する。

- 2 開催準備委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。
- 3 開催準備委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(名称等)

第3条 募金は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金」という名称を用いて行うものとする。

- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

(対象)

第4条 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

(期間)

第5条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から両大会最終日まで
- (2) 第7条第2号に掲げる経費のための募金 平成29年7月31日から両大会最終日まで
- (3) 第7条第3号および第4号に掲げる経費のための募金 平成27年8月31日から開催準備委員会の総会の議決により定める日まで

(受入れ)

第6条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

(使途)

第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 両大会運営に要する経費
- (2) 両大会の広報に要する経費
- (3) 両大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
- (4) 両大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

(謝意表明)

第8条 寄附者に対しては、開催準備委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、開催準備委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。